

# 環境アセスメントに係るお知らせ

Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和2年2月18日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき、柿生駅前南地区施設建築物建設計画に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市麻生区上麻生5丁目43番18号 柿生駅前南地区市街地再開発準備組合 理事長 鈴木 澄夫
	指定開発行為の名称	柿生駅前南地区施設建築物建設計画
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区上麻生5丁目
	指定開発行為の目的	商業施設及び共同住宅施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約5,170㎡ 建物最高高さ：約110m 延べ面積：約37,500㎡
	指定開発行為の施行期間	令和4年1月（着工予定）～令和8年1月（完了予定）
環境影響評価の 手続経過	平成31年 2月 1日 指定開発行為実施届出 平成31年 2月 8日 条例環境影響評価準備書公告 令和元年 5月31日 条例見解書公告 令和元年 8月28日 条例環境影響評価審査書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 町田市：鶴川市民センター、三輪コミュニティセンター 及び総務部市政情報並びに環境資源部環境保全課
	縦覧期間及び時間	期 間：令和2年2月18日（火）～令和2年3月18日（水） 川崎市：麻生区役所（8:30～17:00 土日及び祝日除く。ただし、第2・第4土曜日は8:30～12:30も縦覧を行います。） 環境局環境評価室（8:30～17:00 土日及び祝日除く） 町田市：鶴川市民センター（8:30～22:00） 三輪コミュニティセンター（8:30～22:00 第3水曜日を除く） 総務部市政情報課及び環境資源部環境保全課（8:30～17:00 土日及び祝日除く） 上記期間中、本市ホームページにて当該条例評価書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156